

〔改正の内容〕

(1) 適用対象となる会社の範囲の改正

適用対象となる特定同族会社から、資本金の額又は出資金の額が1億円以下である被支配会社が除かれました（法67①）。

(2) 留保控除額の改正

(1)の改正に伴い、中小特定同族会社に対する留保控除額の特例が廃止されました（法67⑤一、旧法67⑤一・四、旧法令140）。

(3) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)及び(2)の措置に準じた改正が行われています（法81の13、旧法令155の25の3、155の43④四）。

〔適用時期〕

- (1) 改正の内容の(1)及び(2)の規定は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則32）。
- (2) 改正の内容の(3)の規定は、連結親法人事業年度が平成19年4月1日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用され、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則46）。

Ⅶ その他の改正

○ その他、法人税に関して次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 公益法人等の範囲 （法2六、別表第二、改正法附則1） （法2六、別表第二、改正法附則1九ロ） （法2六、別表第二、改正法附則1八ロ）	○ 公益法人等の範囲に、次の法人が追加されました。 ・ 日本水先人会連合会及び水先人会 ・ 貸金業協会 ○ 証券取引法の改正に伴い、証券業協会が認可金融商品取引業協会に改められました。	平19.4.1から施行されます。 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号）の施行の日から施行されます。 証券取引法一部改正法の施行の日から施行されます。
(2) 株式交換・株式移転に係る適格要件 （法2十二の十六ロ・十二の十七ロ、法令4の2⑮一・⑮・⑮六、旧法令4の2⑭⑮、改正法附則33②、改正法令附則3）	○ 株式交換等に係る適格要件について次のとおり整備・見直しが行われました。 - イ 企業グループ内の株式交換・株式移転 (イ) 100%の資本関係がある法人間で行う株式交換について、当事者間で100%の資本関係がある法人が行う株式交換も適格株式交換に該当する旨が明示されました。 (ロ) 単独株式移転後に適格組織再編成を行うことが見込まれている場合の適格要件が緩和されました。 (ハ) 50%超の資本関係がある法人間で行う株式交換又は株式移転について、その株式交換又は株式移転後に適格分割等を行うことが見込まれている場合における分割承継法人等の範囲が50%超の資本関係がある法人以外にも緩和されました。 - ロ 共同事業を営むための株式移転 - 共同事業を営むための株式移転に係る適格要件のうち、その株式移転後に行われる適格合併の範囲が明確化されるとともに、その株式移転後の株式移転完全親法人及び株式移転完全子法人の資本関係についての整備が行われました。	平19.4.1以後に行われる株式交換又は株式移転について適用され、同日前に行った株式交換又は株式移転については、従来どおり適用されません。

(3) 資本金等の額 (法令 8①十六・十九・二十、改正法令附則 4①) (法令 8①十一・十二、改正法令附則 4①)	○ 分割型分割、資本の払戻し等又は自己株式の取得等が行われた場合の資本金等の額の計算方法について、所要の整備が行われました。 ○ 株式交換又は株式移転に伴いその法人が消滅をした株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の新株予約権に代えて交付したその法人の新株予約権に対応する債権を取得する場合には、その債権の価額を増加資本金等の額の計算における新株予約権の価額から控除することとされました。	平 19. 4. 1 以後に行われる分割型分割、資本の払戻し等又は自己株式の取得等について適用されます。 平 19. 4. 1 以後に行われる株式交換又は株式移転について適用されます。
(4) 利益積立金額 (法令 9①九、改正法令附則 5①)	○ 適格分割型分割が行われた場合の利益積立金額の計算方法について、所要の整備が行われました。	平19. 4. 1以後に行われる適格分割型分割について適用されます。
(5) 有価証券の範囲 (法 2 二十一、法令11、旧法 2 二十一、旧法令 11、改正法令附則6)	○ 証券取引法の改正等に伴い、有価証券の範囲に抵当証券が追加される等所要の整備が行われました。	証券取引法一部改正法の施行の日以後に取得するものについて適用され、同日前に取得したものについては、従来どおり適用されます。
(6) みなし事業年度 (法 14二十一・二十二、改正法附則 1)	○ 外国法人が、事業年度の中途において、国内に恒久的施設を有しなくなった場合等のみなし事業年度について、所要の整備が行われました。	平19. 4. 1から施行されます。
(7) みなし配当 (法令23①二～四、改正法令附則 9①) (法令 23③三、改正法令附則 9②) (法令 8①二十一ホ、23③六、改正法令附則 4③) (法令 8①二十一ヘ、23③七、改正法令附則 4③)	○ 分割型分割、資本の払戻し等又は自己株式の取得等が行われた場合のみなし配当の額の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額等の計算方法について、所要の整備が行われました。 ○ みなし配当の額が生じない自己株式の取得事由に、次に掲げるものが追加されました。 イ 金融商品取引法第 2 条第 8 項に規定する金融商品取引業のうち同項第 10 号に掲げる行為を行う者が同号の有価証券の売買の媒介等をする場合におけるその売買 ロ 適格分社型分割により分割承継法人から分割承継親法人株式である自己の株式の交付を受けた場合のその交付 ハ 株式交換 (旧株の譲渡損益の計上が繰り延べられるものに限りです。)により株式交換完全親法人から親法人の株式である自己の株式の交付を受けた場合のその交付	平 19. 4. 1 以後に行われる分割型分割、資本の払戻し等又は自己株式の取得等について適用されます。 証券取引法一部改正法の施行の日以後に生ずる左記の事由による取得について適用されます。 平 19. 5. 1 以後に行われる自己株式の取得について適用されます。 同 上
(8) 国庫補助金等の範囲 (旧法令79二・六、旧法規24の2、改正法令附則13①②)	○ 国庫補助金等の範囲から次の補助金等が除かれました。 イ 独立行政法人雇用・能力開発機構の助成金 ロ 独立行政法人農畜産業振興機構の補助金のうち地域国内産糖製造事業者が行う事業を補助する業務に関するもの	平19. 4. 1前に助成金の交付を受けることができることとなった法人が、同日以後に暫定雇用福祉事業に係る助成金の交付を受けたときは、従来どおり適用されます。 平19. 4. 1前に交付を受けた補助金については、従来どおり適用されます。
(9) 保険金等の範囲 (法令 84、改正法令附則 14)	○ 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる保険金等の範囲に、次の法人 (中小企業等協同組合法に規定する特定共済組合又は特定共済組合連合会に限りです。) が行う共済で固定資産について生じた損害を共済事故とするものに係る共済金が追加されました。 ・ 事業協同組合及び事業協同小組合 ・ 協同組合連合会	平19. 4. 1以後に支払を受ける共済金について適用されます。

(10) 新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等（法令111の2③、改正法令附則2）	○ 新株予約権の発行が正常な取引条件で行われた場合の役務の提供に係る費用の額について、合併又は分割に係る承継新株予約権である場合、株式交換又は株式移転に係る承継新株予約権である場合及びその発行人を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする株式交換又は株式移転により消滅したものである場合について、所要の整備が行われました。	平19.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。
(11) 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用及び資産の譲渡等損失額の損金不算入（法令118の3④、155の5、改正法令附則2） （法81の9の2②～④、法令155の21の2⑨、改正法附則45、改正法令附則24）	○ 損金不算入の対象となる特定資産の譲渡等一定の事由による損失の額及び損金不算入額から控除される特定資産の譲渡又は評価換えによる利益の額について、みなし共同事業要件を満たさない適格合併等が行われた場合の特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度に準じて計算することとされました。 ○ 欠損等連結法人の欠損金の引継制限の対象から災害損失欠損金額が除かれました。	平19.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。 平19.4.1以後に適格合併等が行われる場合及び同日以後に最初連結親法人事業年度開始の日がある場合について適用され、平19.4.1前に適格合併等が行われた場合及び同日前に最初連結親法人事業年度開始の日がある場合については従来どおり適用されます。
(12) 有価証券の取得価額（法令119①四、旧法令119①四、改正法令附則17①）	○ 有価証券と引換えに払込みをした金銭の額及び給付をした金銭以外の資産の価額の合計額が、その有価証券の取得のために通常要する価額に比して有利な金額であるかどうかの判定を行う時点について、払い込むべき金銭の額又は給付すべき金銭以外の資産の価額を定める時とされました。	平19.4.1以後に取得する有価証券について適用され、同日前に取得した有価証券については、従来どおり適用されます。
(13) 資本の払戻し等の場合の株式の譲渡原価の額等（法令119の9②、旧法令119の9②、改正法令附則17④）	○ 法人が資本の払戻しを行う場合のその資本の払戻しに係る株式を有していた法人に対して通知する事項から、資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額が除かれました。	平19.4.1以後に行う資本の払戻しについて適用され、同日前に行った資本の払戻しについては、従来どおり適用されます。
(14) 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入（法令123の8③二・四・⑦、改正法令附則2） （法令123の8④四・⑥五、改正法令附則2）	○ 会社更生法等による更生手続開始の決定があった場合等における損失の額の発生の基因となる特定資産の譲渡等特定事由について所要の整備が行われました。 ○ 損失の額又は利益の額の発生の基因となる特定資産の譲渡等特定事由から、会社更生法等の規定による更生手続開始の決定の時からその手続の終了の時までの間に生じた資産の譲渡等特定事由及び民事再生法の規定による再生手続開始の決定の時からその手続の終了の時までの間に生じた資産の譲渡等特定事由が除かれました。	平19.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。 同 上
(15) 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等（法62の8④⑥⑦、法令123の10⑩、改正法附則42、改正法令附則18）	○ 資産調整勘定の金額を有する法人が自己を被合併法人とする合併（適格合併を除きます。）により資産調整勘定を減額する場合のその減額する事業年度は、その合併の日の前日の属する事業年度であること等が明確化されました。	法人が平19.4.1以後に行う自己を被合併法人とする合併について適用され、法人が同日前に行った自己を被合併法人とする合併については従来どおり適用されます。
(16) 外国法人の国内源泉所得に係る所得の金額の計算（法令176⑦、188①十七・②～⑦、法規60の4、改正法令附則26）	○ 外国法人株主が内国法人の行った合併等により外国親法人株式の交付を受けた場合には、旧株の譲渡損益を計上することとされました。ただし、国内に恒久的施設を有する外国法人株主が有する国内事業管理株式に対して外国親法人の株式の交付を受けた場合には、旧株の譲渡損益の計上を繰り延べることとされました。	平19.5.1以後に合併、分割型分割又は株式変換が行われる場合について適用されます。